

平成25年度第3回逗子市立図書館協議会会議録

日 時 平成26年2月6日（木）
10:00～11:40
場 所 市民交流センター第4会議室

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 図書館の利用状況について
 - (2) 平成26年度事業計画案及び予算案について
 - (3) 逗子市立図書館の指定管理について
 - (4) 公民館図書室の今後について
 - (5) その他

出席委員

高鷲忠美会長 若林ふみ子委員 辻伸枝委員 汐崎順子委員 高館正明委員

事務局

小川図書館長 鈴木館長補佐 利根川専任主査

傍聴 3名

【鈴木館長補佐】 本日は平成25年度第3回図書館協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより協議会を開催させていただきます。

本日の会議録を作成するに当たりまして、発言の録音及び傍聴の許可をあらかじめ御了承ください。傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので御了承ください。また、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、御退場いただく場合がありますので、御了解ください。

本日は図書館協議会委員さん5名全員が出席されておりますので、図書館協議会運営規則第3条第2項の規定により、会議は成立していることを御報告いたします。

これより図書館協議会運営規則第3条により、会長が議長となりまして議事に入ります。では、会長、よろしくをお願いいたします。

【高鷲会長】 おはようございます。最近寒くて、暖かいときとの差が10度ぐらいあり、参ってしまいます。先週島根県へ行ってきました。寒いだろうと思っていましたら、結構暖かくて、こんなに厚着してくるのではなかったと思いました。ただ、帰りぎわに、浜田駅で特急列車に乗ったところ、アナウンスがありまして、前に出発した快速列車が江津駅と大田駅の間でイノシシとぶつかりましたと。その処置と車両点検で、しばらくお待ちくださいと。しばらくが1時間10分になり、結局出雲市駅に着いたのが遅くなったので、私の相棒は大阪に帰る予定でしたが、出雲空港発伊丹空港行きの飛行機に乗れなくて、出雲市駅で特急「やくも」に乗り、伯備線で岡山へ出て、新幹線でようやく到着したと言っていました。私もタクシーを飛ばして、ようやく飛行機にチェックインできたという状態でした。新聞にも載り、笑ってしまいましたけれども、こんなこともあるわけですね。山陰本線は単線なものですから、少しでもダイヤが乱れると、上り・下りのすれ違いが大変です。それでこういう遅れになったのだと思います。

浜田市の図書館も見てきましたが、きれいな図書館で、使える図書館になっておりました。浜田市は人口5万人ぐらいの都市で、近くに県立浜田高校があるところですので、高校生が使うのかなと。結構列車通学の生徒がいるので、そういった生徒たちの拠点になるのかなとも思っています。

さて、議事に入ります。議題1につきまして、平成25年度図書館の事業実施状況と利用状況について報告をお願いいたします。

【利根川専任主査】 それでは、平成25年度の図書館事業実施状況並びに利用状況について御

報告をいたします。

まず、本年度の図書館事業の実施については、前回11月の協議会の際に、かなり詳しく報告をさせていただきましたので、その後のことについて報告をさせていただきます。前回の協議会の後、佐藤涼子先生をお招きして、「小学生のおはなし会—楽しいプログラムの作成と実践—」ということで、2日間にわたり講座を実施いたしまして、18名の参加がございました。本年度は前年度の初級編からステップアップして、中級編として企画したものですから、少し参加者が少なかったかなというところです。

それから、もう間もなくですけれども、今月中に2回にわたりまして、タナカマサヒロさんをお招きして、「手づくり紙芝居をつくろう」と題して講座を実施する予定をしております。既にほぼ満員ぐらいの応募が来ております。

次に、毎年恒例になっていますが、市内の3つの公立中学校から、職業体験と題して生徒さんに実習をしてもらっておりますけれども、本年度も3校それぞれ、中学生が頑張ってくれて、かなり成果が上がったものと感じております。

次に名画座ですけれども、本年度も外国映画を中心に上映し、特に古い名画を上映しますと、ほぼ満員になるという状況が続いておりますので、来年度も引き続き外国映画を中心に実施していこうと計画をしているところです。

前回の協議会の際に、辻委員から御指摘をいただいた部分ですが、8月の夏休みのおはなし会は、本年度は午前中に実施をしたということがあり、参加者が非常に少なかったということで、何とかならないものかと御指摘いただきました。児童サービスの担当を中心に話し合いをしまして、来年度はもとのとおりに午後に戻して実施しようということで現在計画を進めているところです。

事業については以上です。次に本年度の利用状況について御報告をいたします。資料の1-1、資料1-2をごらんいただければと思います。資料1-1は全体の開館日数、来館者数、貸出冊数、予約冊数などですが、本日お配りしてあるのは12月までの統計になっていますが、ほぼ昨年度と同様の数字で推移をしております。私ども逗子市の図書館では、平成20年度をピークに、これらの数字がじわじわと減少傾向が続いております。近隣の図書館の状況を見ても、ほぼ私どもと同じような状況が見られるわけですが、3月までほぼ昨年度と同じぐらいの数字になろうかなと予想をしているところです。

それから、平成17年に当館はオープンをいたしましたが、平成22年度に300万人の入館者を

達成したところでありますが、昨年12月5日、区切りの500万人の入館者を達成いたしました。当日は、マコスの取材もあり、後日新聞等に大きく報じられたところであります。議題1の報告は以上です。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございました。今の報告につきまして、何か御質問、御意見ございましたらどうぞ、お願いします。500万人達成の記事は、私も讀賣新聞に、写真入りで載っているのを見ました。

【汐崎委員】 たしか親子でしたよね。

【若林委員】 お父さんとお子さんでしたね。

【鈴木館長補佐】 お父さんとお嬢さんで、ちょうどいいタイミングでした。

【高鷲会長】 よかったですね、逗子の方で。もしございませんようでしたら、また後ほどまとめて御質問を受けることにしまして、議題2の平成26年度図書館事業計画案及び予算案について、事務局から報告をお願いいたします。

【利根川専任主査】 それでは、資料2に基づいて説明させていただきます。図書館では5つの事業を持っておりますが、前回の協議会の際に、予算要求の段階でしたので、その概要のみ説明させていただきました。その後、財政課から資料2に書いてあるような内容での査定がございました。

まず、蔵書整備事業に関しましては、2,143万2,000円の査定がございました。これは主として図書、逐次刊行物、視聴覚資料など、資料の購入費に当たる分ですけれども、平成25年度よりは増額されておりますが、来年度、4月から消費税が8%になるということもありますので、実質的には少々マイナスになるのかなというところではあるものの、昨今、近隣の図書館を見ておりまして、前年度比かなりマイナスされるという傾向が強いことから見れば、私ども逗子市は大変恵まれた数字になっていると思います。図書については、本年度並みに購入できるものと思っておりますが、雑誌については前回の協議会でも報告をさせていただきましたが、蔵書点検を実施しますと、ある特定の雑誌がかなり集中的に持ち去られてしまうという現実もあり、これからは徐々に雑誌についてはタイトル数を減らしていこうということで考えております。

次に、逗子市が4月に市制施行60周年を迎えるということもあって、その記念の展示も実施しようということで、そのための資料購入費として40万7,000円ほどの査定がございました。

次に、図書館活動事業、維持管理事業とシステム管理事業についてはほぼ従来どおりの予算

がりましたが、本年度と違う分に関しては、2番目の図書館活動事業として、備品購入代が
つきました。それは、現在図書館の正面入り口左手に、建物に入り込む形でのブックポストを
設置していますが、歩道のところから、この文化・教育ゾーンに入る部分に、将来ゲートをつ
けて、夜間は入れないようにしようということで計画が進んでおります。そうしますと、図書
館が閉まった後は、歩道から中には入れなくなりますから、現在のブックポストが使えなくな
るということがあり、交番側の職員通用口あたりに単体のブックポストを設置して対応しよう
ということで、そのためのブックポスト購入代がつきました。それから、目の障がいの方に、
あるいは高齢者もお使いになりますが、拡大読書機が老朽化により使用不能となっていま
したので、拡大読書機を新たに購入しようということで、それも予算がついたところでありま
す。

最後に図書館事務費のところ、来年度指定管理に向けての本格的な準備に入りますが、指
定管理者選定委員会の委員報酬等、指定管理に向けた準備のための予算がついております。こ
れらの予算については、すでに始まっておりますが、市議会での審議を経て決定することとな
ります。報告の最後といたしまして、平成26年度に予定していることとしては、現在図書館2
階の交流センター側に、5列ほど郷土資料を並べているコーナーがありますが、そこに逗子市
が神奈川県内の市で最も高齢化率の高い自治体ということもあり、健康や医療に関する資料を
もう少し集中して集めて、皆さんに見ていただくコーナーが必要であろうと、仮の名称ですけ
れども、「健康・医療情報コーナー」といったものを設けて、皆さんに見ていただくための準
備を進めております。実際の展開となるのは、恐らく4月以降になろうかと思えます。

簡単ですけれども、以上で来年度予算案の説明をさせていただきました。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございました。それでは、この予算案について何か御質問、
御意見ございましたらどうぞ、お願いいたします。

【汐崎委員】 相変わらず雑誌は亡失が多いのでしょうか。

【利根川専任主査】 かなり紛失のあったタイトルの雑誌は、カウンターバックで確保しまし
たので、その後は、紛失等の報告は聞いておりません。

【汐崎委員】 タイトル数を減らす方向で考えているというのは、確かに一つの方法ではあり
ますが、雑誌の利用度とか利用者の方の要望とかと、すり合わせみたいなものが大事だとは思
いますが、厳しいですか。

【小川図書館長】 はい。もともと雑誌の出版がかなり減ってきているのと、同工異曲の雑誌

がものすごく多いのです。例えば女性関係の雑誌で言えば、カタカナのタイトルばかり並ぶようなもので、どれもこれも似たようなもの。あるいは旅行雑誌にしてもそうです。これがあれば、これもなければどうしてもという形ではなくて、あるものでこれを取りあえず借りようかみたいな、あるいは読もうかという程度になってきていますから、どうしても必要というものをもう少し絞ったほうがいいのではないのでしょうか。それと同時に、やはり電子書籍の流通が、雑誌のほうから入ってきていますから、いずれ減っていくでしょう。紙の出版物としては減っていくだろうし、減っていても問題とならないものが電子書籍化しているだろうということもあり、その辺も見ながら、少し数を減らしていきたいと考えています。後ほど議題として出てきますけれども、公民館図書室が少し規模として縮小します。振り分けて置いてみましたが、そのあたりもあわせて数を減らしたらどうかということで検討しております。

【汐崎委員】 参考までにお伺いしますが、かなり創廃刊というのが現在、頻繁に起きているのかなという気がします。雑誌に関しては、廃刊が結構増えているようですが。

【小川図書館長】 廃刊とかタイトルが変わるとか、月刊が隔月刊や季刊に変わるとかというようなことも含めて、減ってきています。雑誌発行の大きなメリットというのは、広告費である定価が維持できているという前提がありますので、広告がのらないと雑誌としてはかなり厳しいものがありますので、女性雑誌で言えば高級品の付録のついているものがそのまま残っているという形になっています。週刊誌はかなり減らしてきていて、見出しで売る週刊誌になっています。図書館としてこの見出しはどうかと思うような、少し下品な見出しもふえてきていると思います。

【汐崎委員】 女性誌は付録がものすごいですよね。何でこの値段でこのポーチが、みたいなものをつけるのでしょうかね。

【小川図書館長】 付録でしか売ろうとしていません。

【汐崎委員】 雑誌自体の中身はどのようなのでしょうか。

【小川図書館長】 図書館としては、付録は社会福祉協議会に全部まとめて差し上げて、そちらで配っていただくようにはしていますけれども、もともと付録を買う必要はありませんよね。

【汐崎委員】 全体的に雑誌の内容的なものは崩れているのかなという気がする一方で、利用者のニーズがどうなのかなということと、あとそういう中で図書館が協力するとしても、やはりどうしても廃刊されたりとかすると、予算規模が崩れたりとかするので、そのあたりがすごく厳しいだろうなというところが気になります。

【小川図書館長】 ご覧になる方は、この程度の中身の雑誌を何百円も出して買いたくないという方がいて、それを要求としてとらえるかどうかというところも大変悩ましいところです。あえて購入して1年後には全部廃棄処分にしていくような形の雑誌を、どこまで図書館として考えるのか。それよりも、同じ予算を使うのであれば本代に使えるほうがいいのかもしれないと思っています。

【高鷲会長】 先週行きました浜田市の図書館というのは、eライブラリーと称して、iPadを10台ぐらい置いて、登録した人に館内で貸し出して、それで絵本だとかそういったものを見るようにしていましたね。あの形は、今後どんどんふえるでしょうね。それで、小川館長のおっしゃった広告の費用は、以前はテレビ、雑誌、新聞、それぞれにあったのですが、崩れてきていますよね。結局みんなインターネットに移行したから、対象を絞ってきていますものね。

【小川図書館長】 新聞の広告を見ると、最近は通販の広告で、しかも複合的な商品を載せる広告が増えていますよね。かつての新聞の広告とは、かなり様変わりしています。新聞社も相当苦勞しているはずですから、広告費で稼ぐということは、ほとんど難しくなっているのではないのでしょうか。

それから、もう一つ雑誌に関しては、図書としての新書がたくさん出ていますが、かつては総合雑誌の論文として掲載されていたものが、現在は新書として発行されています。新書で出版される数が多く、例えば「文藝春秋」や「世界」や「中央公論」という月刊誌は、ほとんど読まれなくなってきました。その辺も広告費として大きく影響してくる問題です。まだ「文藝春秋」や「中央公論」は継続する予定ですが、動きとしては雑誌の比重は徐々に減っていくものと思っています。

【高鷲会長】 図書にしても雑誌にしても、電子化がどんどん進んでいますから、国立国会図書館のデジタル図書の提供も含めて、そういったものをどうするかですよね。検討材料のひとつとなりますが、日本の図書館界は、予算はほぼ横ばいですよね。

【汐崎委員】 予算の面では、逗子市は頑張っていますよね。

【高鷲会長】 頑張っていますよね。マイナスにはなっていないから、すごいと思います。私が携わっている東京都東村山市の図書館でも、市民に対するサービスがきちんとなされていて、市民がそれ承知しているところでは、マイナスにならないというように思います。

【汐崎委員】 お話しの中で拡大読書機を購入したり、高齢化に伴って健康医療情報コーナーの設置をするという形で、これから先、高齢化が進む中でそういう手当が必要な利用者もどん

どん人数が増えるのだと思います。統計では児童のほうは見えてきますが、高齢者の方の利用というのは、増えているのでしょうか。

【小川図書館長】 毎朝10人から20人ぐらいの方が、開館前に行列して並んでいらっしゃいます。現在は受験生というか、入試絡みの人も何人かいますけれども、10人、20人並んでも8割方はいわゆる高齢者の方たちです。御自分の席を決めているような方が多いです。

【汐崎委員】 どのくらいの年齢層の方なのでしょうか。

【小川図書館長】 一般的に65歳以上ですね。

【汐崎委員】 元気な高齢者が多いですよね。

【小川図書館長】 映画会を実施しますと、先ほど毎回満席に近いと言いましたが、80人前後はいらっしゃいます。毎回アンケートをとっているのでもわかりますが、60歳以下の方はほとんどいらっしゃいません。特に若い方を対象にしない限りは、60代から80代の方々です。映画会にしかお見えにならない方もいらっしゃいます。健康医療情報コーナーに関しては、通常の4類、49のところの医学関係の本を全部まとめて並べて、しかもテーマ別に、例えばがんやアルツハイマーとかの見出しをつけて並べてきていました。しかし、他人の目を気にしなくて使える場所に、それらの本を置くということと、もう一つは、「闘病記」もあわせて少し増やしておきたい。それから、できれば事典類もそこにまとめておくほうがいいのではないかということで、実験的ではありますが、4月から実施してみようということにしています。

【汐崎委員】 医療情報に関しては、やはり特定疾患のことを調べたいという方が、その関係の本を見ていると、他の人に自分の病気を知られてしまうのではないかという気持ちを持つことがありますよね。私も以前勤務していた図書館では、例えばエイズ関係の本をごっそりと亡失してしまったということがありました。自分や家族の病気に関するプライバシーについて、人に知られたくないみたいなどころもおそらくあると思います。だから、そういう資料をまとめて、ここに行けばそれが分かるということと、あと見る方のプライバシーであるとか、そういうものを大事にできるようなコーナーがあったほうが望ましいと思います。

【小川図書館長】 だから、通路ではないところで、わかりやすく、でも人の目は気にしなくて済むという場所にしようということで作業を進めています。今年度中に準備できればということ考えています。

【汐崎委員】 現在さまざまな自治体で健康医療情報を提供していますね。

【小川図書館長】 医療情報の提供だけではなく、講演会についても、実施できればと考えて

います。

【汐崎委員】 闘病記は、どちらかというと自費出版が結構多いのではないのでしょうか。

【小川図書館長】 闘病記コーナーはもともとは都立中央図書館が始めたことで、横浜市図書館も所蔵していますから、それらを参考にしながら、当館としてはそれほどボリュームが大きくできませんので、先輩の図書館を参考にしながら、使い勝手のよい闘病記を集めていこうということで検討しています。

【汐崎委員】 そうなると、やはり本を選んでいく図書館員の資質が問われることになりませんか。

【小川図書館長】 それはもう職員の力量が問われますね。

【汐崎委員】 闘病記は、自分のことを綿々と綴ったものもあるし、そういうものをきちんと選んでいく、情報を収集しながら選んでいくという、職員としての資質をすごく問われると思います。

【小川図書館長】 担当職員が、自分の休みの日に都立中央図書館や横浜市図書館に行ったりしてくれています。

【汐崎委員】 小川館長がおっしゃったように、見立てる力を図書館員の方が持っていらっしゃるということが、何よりも鍵を握っていると思います。何でもかんでも資料の数があればいいというものではないと思います。

【高鷲会長】 仕事の質が、大いに問われるところですね。

【小川図書館長】 それも、購入予算も、スペースも限られていますから、その中でどれだけ使ってもらえるかということが勝負になってくると思います。

【高鷲会長】 PRその他も兼ねて取り組まねばならないのでしょうかね。また高齢者の問題は、結構難しく、難解さもそうですが、何が大事かという、すべての人に共通の興味というのはないですよ。皆さんそれぞれですよ。これを間違えると、商売も全くだめだと、その分野の研究している人がおっしゃっていて、これは嫌になると本当に大変ですとおっしゃっていました。元気な人からそうでない人もさまざまな人がいます。

【若林委員】 私も高齢者ですのでわかりますが、私は夕方市役所に伺うことがあります、いつも職員を呼び出して、延々とお話しをしていらっしゃる方がいます。私はその時間によく行きますが、急用でもなく、苦情でもなく、ひたすらお話しになっている方がいます。それを丁寧に市の職員の方が対応されていて、気の毒なように思います。私も職業柄、人の話を聞く

仕事をしているものですから、その方はもしかすると図書館にもおいでになっているのではないのでしょうか。

【小川図書館長】 そういう方もいらっしゃると思います。しかも、レファレンスの椅子を占拠されたりしてしまいます。

【若林委員】 あれは職員のメンタル上よくないですね。もちろん市民サービスも大事ですが、職員の方にも人権があると思います。約1年間はこうした状況が継続しているのではないのでしょうか。

【小川図書館長】 こういう新聞記事があるはずだから探してほしいと、そしてコピーが欲しいと。そういう利用者に時間をとられてしまいます。

【若林委員】 ほとんど毎日のようですから、対応する職員の方のことを考えると、何か対応策が必要なのではないのでしょうか。

【汐崎委員】 しかしそれは難しいですね。

【若林委員】 難しいけれど、でも大事なことではないですか。ほかの利用者の方にとっても、影響が出ることが考えられますよね。

【小川図書館長】 おっしゃることはよくわかります。昨日の報道で、佐村河内さんに対して、疑惑は持っていますが、だれも言い出せなかったと私は思っています。それは障がいを抱えているということがあるからですね。だから、障がいがあるなしは別にして、あるいは、高齢であるということで、対応はしなければならない。役所の立場としてはそういうことですね。

【若林委員】 そうですね。対応しないわけにはいかないけれど、そんなことを感じました。

【小川図書館長】 いいお知恵があったら教えてください。そういう方は、必ずしもお一人ではありません。

【若林委員】 図書館にもその方は見えていらっしゃるようですね。

【小川図書館長】 恐らくはその方だと思います。

【若林委員】 同じ方ですね。

【汐崎委員】 やはり利用者が多様化しているので、実際低年齢の子どもたちから高齢者で、さまざまなことを聞きたい方まで、さまざまな形で応えていかなければいけないので、こちらも余裕がないとだめだと思うし、そのあたりがなかなか難しいところだと思います。

【高鷲会長】 図書館によって、それぞれの事情がありますからね。

【汐崎委員】 やはりサービス職場ではあるので、きちんと個々に対応しなければいけないの

はもちろんです、あまり過度になりすぎると、本来提供すべき図書館のサービスに支障をきたすことに繋がりますね。

【小川図書館長】 文化・教育ゾーンの施設全体の入り口のところに今度ゲートをつくれという指示が出ました。そうなりますと、夜間は入れなくなります。その前に、不法駐輪を許すというのが前提としてあります。逗子市は駐輪場もバイク置き場も有料で、用意はしてありますが、そこに置かないで図書館の入り口に置いていくとか、裏側のバイク置き場に放置し、朝から晩までという方がいらっしゃるの、そのことを見るに見かねて指摘されて、ゲートをつくろうということになり、夜間は図書館の利用者が資料の返却ができなくなるので、駐車場入口側に単体のブックポストを用意する予定です。

【高鷲会長】 不法駐輪が原因ということでしょうか。

【小川図書館長】 そういうことで、準備を進めています。駐輪場と指定された場所以外に、自転車を置くなということで、そういう御案内を出したところ、受験生が利用するのに、駐輪場を削るとは何事だというおしかりがきています。つまり、さまざまな立場の方がいらっしゃって、苦情をおっしゃいますが、こちらがよければこちらが悪いということがあります。さまざまな方たちが図書館だけではないですが、利用されるということだと思います。

【高鷲会長】 どうもありがとうございました。それでは、議題3の逗子市立図書館の管理運営について、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 それでは、議題3の逗子市立図書館の指定管理について御説明いたします。前回、平成25年11月12日に開催されました第2回の図書館協議会で報告した以降の図書館の指定管理についての動向を御説明いたします。

まず、12月の市議会定例会におきまして、「私たちの図書館を考える会・逗子」から「逗子市立図書館が直営のまま運営を続けることを求める陳情」が提出されました。こちらは教育民生常任委員会で審議をしていただき、その結果、継続審査という結果になりました。あわせて教育委員会におきましても、同じ陳情が提出されまして、平成25年12月24日、教育委員会定例会で陳情審査を行いました。こちらについては、教育委員会の権限と責任のもと、陳情の趣旨にある行政の責任という点を踏まえ、今後の関連議案を適切に進めることで陳情の回答をしたいということの結論に達しました。

続きまして、お手元の資料4 逗子市立図書館条例の全部改正案について御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、平成27年度から逗子市立図書館の管理を指定管理者制度に

移行するに当たりまして、必要があるため、従来の逗子市立図書館条例を改正するものです。

主な改正内容について、順を追って説明いたします。まず、第3条及び第4条につきましては、図書館法の趣旨を踏まえ、逗子市立図書館の設置目的及び図書館事業の内容について、より明確化させたものです。第6条は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、逗子市立図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するものに行わせることができる旨を規定したものです。第7条は、指定管理者が行う業務について規定したものです。第8条は、指定管理者の指定手続について規定したものです。第9条は、指定管理者の指定等の告示について規定したものです。第10条は、指定管理者との協定の締結について規定したものです。第11条は、事業報告書の作成及び提出について規定したものです。第12条は、第8条第4項において、指定管理者の候補を選定するに際しては、逗子市立図書館指定管理者候補選定委員会に諮問しなければならないと規定したことから、同委員会の設置について規定したものです。第13条は、指定管理者の指定の取り消しについて規定したものです。第14条及び15条は、従来施行規則で定めておりました図書館の開館時間及び休館日について、条例で規定することとしました。第16条につきましては、指定管理期間の満了時、指定の取り消しまたは業務の停止等を命じる必要が生じた場合の図書館施設設備の原状回復について規定したものです。第17条は、従来施行規則で定めておりました損害賠償について、条例で規定することとしたものです。以上のほか、現行の条文の繰り下げ及び文言の整理等を行いました。

最後に附則ですが、第1項は、本条例を平成27年4月1日から施行することとし、第2項において、指定管理者の指定のための準備手続その他必要な準備行為は、条例施行前においても行うことができる旨規定したものです。

以上が条例の改正内容でございます。この件に関しましては、平成26年1月21日の教育委員会定例会で市長からの議案「逗子市立図書館条例の全部改正について」の作成に伴い、逗子市教育委員会の意見を求められたため、その審議を行いました。教育委員さんからは、要望として、図書館の使命を継続・発展させるとともに、さらには市民サービスの質を担保することなどの意見があり、原案どおり了承する旨回答するとの結論に至りました。

今後のスケジュールにつきましては、2月4日から開会されております平成26年第1回逗子市議会定例会で、この条例案を御審議いただくこととなります。なお、資料3の逗子市立図書館における指定管理者の選定に向けての考え方についてですが、これは図書館の指定管理者の選定に当たっては、非公募で株式会社パブリックサービスを候補者とする逗子市の方針決定

した資料です。

以上で説明を終わります。

【高鷲会長】 はい、どうもありがとうございました。少しずつ進んでいるというのはよくわかりますが、基本的に図書館協議会委員が市長に伝えてきたことや、その後議論されたことが、きちんと担保されているかどうかを踏まえた上で、議論をお願いしたいと思います。どうぞ、御質問なり御意見なりお願いいたします。

【辻委員】 3,800筆にわたる署名による陳情が出されたということの経緯があるにもかかわらず、非公募で株式会社パブリックサービスで平成27年の4月から指定管理が図書館に導入されるということで、きちんと路線が進行しているということがとても残念です。そういう気持ちを持っているわけですが、株式会社パブリックサービスに非公募で決定された根拠というのでしょうか、逗子市の委託事業を担っているとか、非常勤嘱託を継続雇用するとうまくいくというようなことを理由としてあげられているようですが、株式会社パブリックサービス自体は第2事業部を去年の4月に立ち上げたそうですが、図書館のことについては全く未経験な組織なわけですよね。公園の管理とか教室の開放であるとか、そういうことはここ二十何年間かは経験があるのでしょうけれども、株式会社パブリックサービスで果たしてきちんと図書館を運営していけるのかというところは、やはり非常に不安に思っています。

それで、私たちの会も図書館友の会全国連絡会という全国組織がありまして、それに加わっているわけですが、昨今よく入ってくる情報としましては、指定管理者制度を導入をしていた図書館が直営に戻しているというのがよくメールできています。一つ例を挙げますと、香川県の善通寺市立図書館が直営に戻しました。それらの内容を読ませていただくと、「市長が市職員の人数削減の目的だけで善通寺市総合サービス株式会社というトンネル会社をつくったのですが、経営能力がなかったのでしょうか。働いている人は以前と同じ人で、所属身分が変更になっただけなので、それなら直営の職員や臨時職員による職員構成のほうが人件費の面では安上がりに決まっています。包括外部監査でも、永続的な営業活動は困難と指摘されて、平成23年度末で解散している」というようなことが情報として入ってきました。

また、皆さんもよく御存じの山口県小郡市の永利館長さんを、佐世保市の図書館協議会が呼んでさまざまなお話を聞いた中で、指定管理者制度を導入したことにより、事務処理が迅速にできなくなってきたというようなことも挙げていらっしゃいます。そういうデメリットの部分がとても多いという情報を聞くにつれて、図書館業務の経験のない株式会社パブリックサービ

スならできるということを、何を根拠に確信されて、しかも非公募で決めようと言われているのかというところが、やはりなかなか納得がいきません。株式会社パブリックサービスというのは、私の仲間が最近池子にある本社に行ってきたそうですが、私たちが思っている民間の株式会社という感じというよりも、常駐している人がいるのかいないのかみたいな感じで、図書館業務のことをこれから担っていくということが果たしてここにできるのだろうか、心もとない印象だったという話も聞いております。

一つ質問としては、株式会社パブリックサービスが現在、この事業を受けていこうという専任の職員がいるのでしょうか。

【小川図書館長】 質問ですか。現在取り組もうとしているのは、図書館と市民交流センターが来年度から指定管理の予定ですから、その担当者はいらっしゃいます。

【辻委員】 何人ぐらいでしょうか。

【小川図書館長】 それは聞いていません。それは私どもの仕事ではありませんから。あくまでもここは独立した会社になっているわけですから、株式会社パブリックサービスがどう判断するかです。もう一つ申し上げますと、株式会社パブリックサービスでまず最初に取り組もうとしたのは文化プラザホールですね。今年の4月からのことです。したがって、おとしの秋口には文化プラザホール館長を採用して置いていました。準備担当として株式会社パブリックサービスはプロの文化プラザホール館長をお願いして置いていましたが、指定管理者としては不採用となりましたので、館長の件もなかったことになってしまい、その間のお金の補償は全くないという事態が起きました。ですから、図書館あるいは市民交流センター対して事前に確約がとれているわけでもないですから、あくまでも市議会の判断ですから、確約がとれない段階で事前に職員を配置するというのは、大変厳しい目で見られているということはありません。

それからもう一つは、なぜ株式会社パブリックサービスというのは、辻委員もおっしゃっていますが、民間企業はけしからんということで、市長は特に半官半民である地元の事業者に出したいということに切りかえたというか、強調されてきたはずですが。だから、反対運動として民間は絶対だめだと、けしからんというお話だったと思いますので、その辺は流れとしては、市長の構想の中でもあったと私は思っています。

【辻委員】 市長は最初から民間の図書館流通センターとか、有隣堂とか、そういうところに委託しようという考えは最初からないとおっしゃっていたように聞いております。

【小川図書館長】 どういう知恵を使うかということがあります。基本的には株式会社パブリックサービスを何とかしたいということは市長の考えとしてお持ちだった。ただ、絶対そうではなければというところではなかったと私は思っております。

それから、先ほどの善通寺市で言えば、これは、市が100%出資した会社をわざわざつくって、そこに委託し、そこに職員を出向させたのです。小郡市もやはり同じで、職員を出向させていただけだったので、それならば元に戻しても仕方がないだろうということです。そのことに関しては、逗子市は職員を出向させる予定は一切ございませんから、そこは違います。ただ直営に戻す戻さないという話はあるわけですが、戻すことを前提に物事を考えることになっては、この事業はうまくいかないと思っていますので、きちんとした形でお願いしたいと思いますが、その受け皿として株式会社パブリックサービスがどう考えるかというのは、それは条件としては出すけれども、それをクリアしていくのは株式会社パブリックサービス側の仕事ということになります。

【辻委員】 私たちは、何回も勉強会を重ねてさまざまな話し合いを行ってきましたが、市長は市民協働ということをし、しばしば掲げておられますが、指定管理をこのように急いで導入するのではなく、どんな図書館ならば市民に役立つ図書館と言えるのかということをし、市側と市民とがともに考えて、問題を解決していったこそ、本当の市民協働と言えるのではないのでしょうか。やみくもに、市の財政が大変だから、運営方法を変えましょう、丸投げにしましょうということが、いくら市が50%以上を出資している組織だからといって、そこが市民協働の対象になるとは、少々考えが拙速というか、そういう気がします。

【小川図書館長】 それは市長におっしゃっていただくしかありませんし、もう一つの問題で言えば、すでに始まっています市議会の中で、陳情自体が継続審査となっていますから、その中で私は議論してもらいたいことだと思っています。最終的には市民の代表が市議会議員さんとなっていらっしゃるわけですから、そこでの判断が最終的な判断になると思いますので、図書館協議会としては、これは命令として協議会にお願いして、このことを議論してきていただいているわけですが、あくまでも指定管理者制度を導入するに際してどうするかという問題で御相談しているのであって、賛成・反対ということで議論してきたわけではございませんし、賛成・反対では私はここで御提案しないし、できないということは申し上げます。そこを繰り返すと、私としてはそれ以上返事のしようがないという形になってしまいます。

【汐崎委員】 もともと人件費の削減という形ではないはずですよ。

【小川図書館長】 必ずしもそうではないです。

【汐崎委員】 逗子市の場合、正規の職員は減らし、実際に実務を担っている方たちは非常勤職員という形で、なおかつ雇い止めのような形があって、これから先を現在の形で継続していくと、人を変えざるを得ないため、図書館としてのサービスのレベルをきちんと守っていくための一つの方策として、指定管理者制度の導入ということも考えていらっしゃるということだと思います。辻委員もおっしゃいましたが、やはり私も市長とお話をしたときに、株式会社パブリックサービス一本というような印象があり、そのほかは考えていないと。ただ、株式会社パブリックサービスに移管するに当たっては、株式会社パブリックサービスが受け皿としてきちんとしていなければ、指定管理はないですよ、というお話は重々お伺いしました。逗子市が51%の株を保有している組織だからという理由づけで、図書館の運営の受け皿としてどれだけの力を現在持っているのかというのは、これではなかなか見えてきません。

【小川図書館長】 それはおっしゃるとおりだと思います。逗子市の出資が51%あるわけですが、役員として副市長が入っている。だから市の意向については十分副市長もそのことは考えてくれますよということと、それからもう一つ、市長の考えはともかくとして、私としてはやはり職員が雇い止めになるといって、来年の4月で6人もの職員の雇用期間が終了します。それから毎年3人ずつ終了します。現図書館がオープンして来年度で丸10年となるので、そのことをどう考えるかという問題は、やはり図書館としては大きい。先ほど図書館は人だ、経験だということをおっしゃっていただきましたが、肝心の部分が失われていくことに対して、そのまま続けるとおっしゃるのか。それを変えればいいのかということも、いつも議論として出てくるわけですが、これは図書館だけの問題ではなくて、市役所全体がそういう形をとっていますので、図書館だけそれを変えてというのは、基本的にはできないということです。今、私がとるべき道としては、雇い止めをしなくて済むという方策が、ベストではないにしても、その道が増えたと考えています。

【汐崎委員】 株式会社パブリックサービスになるに当たって、現在雇用されている職員の雇用の継続であるとか、あるいは報酬体制ですよ。私は市長にも言いましたし、辻委員もおっしゃいましたが、逗子市としてどういう図書館を持ちたいのか、そのためにはどういう人たちをどういう形で雇用して、どういう図書館運営をするかというところをもう少し検討すべきだと思います。

【高鷲会長】 それに関しては、私は小川館長が発表された「逗子市立図書館のサービス目標2011」が前提になるのではないかと考えています。

【汐崎委員】 それをきちんと、出していかなければなりませんね。

【小川図書館長】 「サービス目標」については、教育委員会で一応承認してもらっています。指定管理の導入に当たっても、ある程度表に出していく。「サービス目標」に書いてあることについては、基本的には要求水準と募集要項の中に全部盛り込んでいくつもりです。それに、そこをクリアしてほしいということをお願いしていますから、素人でいいという判断はしておりません。それを株式会社パブリックサービスがどう受けとめて、どうクリアしてくるかというのは、今度は選定委員会の判断にもなってくると思います。

【高鷲会長】 教育委員会から委託を受けて、指定管理者制度をどのように導入していくのか、その中身を詰めていくわけなので、少なくとも現在の図書館は非常に市民に歓迎されているサービスを実施しているわけですから、これは絶対にレベルを下げないために、どうすればいいかということです。最初に小川館長がおっしゃったように、とにかく現在の職員は市全体の非常勤職員の扱いからいって、雇い止めがあるということで、例外は認められない。ここを何とかクリアしないといけないというので、この指定管理者制度は苦肉の策ですよ。ただ、それを導入したときに、どうやってサービスのレベルが下がらないようにするかという、これを担保しなければならないので、この考え方についても、条例についても、また今後の募集要項にも盛り込まなければいけないわけですよ。

【汐崎委員】 株式会社パブリックサービスが仮に指定管理者になったとして、現在の職員の方たちが、もちろん御本人の御希望もあると思いますが、雇用の継続の確保はできるのか、いわゆる移管ですよ。それから、株式会社パブリックサービスだと継続性が担保されるというけれども、指定管理に出すということは、年限を区切っているわけですから、もちろん審査というものもあって、株式会社パブリックサービスではなくなる可能性もあるわけですよ。

【小川図書館長】 そのところは市長が交代すればわかりません。そういう問題は常にはらんでいると思います。少なくとも市長は株式会社パブリックサービスを育てていきたい、育てるという意味は、図書館とか、文化プラザホールもそうですけれども、文化プラザホールの事業を担えるような組織に育てていきたいということがあったので、一応年限はある程度区切っています。継続してほしいという意向は持っていらっしゃるかと思います。

【汐崎委員】 市の図書館として、働く人の継続性、それから市の図書館としてのサービスの

レベル、それから逗子市の当局側と市民の方が望む図書館というものが一定のレベルというか、できれば発展させる。そのための道筋というものを、株式会社パブリックサービスでうまくできるのかというところかと思えます。

【辻委員】 あと、職員の継続性ということで言うと、現在非常勤嘱託の人が36~37名いらっしゃって、以前からおっしゃっているように、できれば週3日や4日の勤務ではなくて、週5日ぐらい出勤してもらいたいというのが望ましいと。そうすると、ふるいにかけてやめざるを得ない人も出てくるのではないのでしょうか。全員雇用というわけには絶対いかないですよ。

【小川図書館長】 一番難しいのは、子育て中の方たちはむしろ週3日勤務のほうがいいんですよ。だから、週5日勤務が望ましいという方であっても、必ずしも5日という方がそんなにいらっしゃるわけでもないですから、いわゆる幹部のところは週5日勤務にしていきたいと思えますけれども、それ以外のところは今のローテーションのほうが、もしかしたら働く皆さんにとっても都合がいいのかもしれない。

【辻委員】 そうですね。配偶者の扶養の範囲で働きたいという方も、当然いらっしゃると思います。

【小川図書館長】 ですから、現実はこの1年で、昼間の時間を確保するために、昼間から夜間勤務にかわりたいという方もいらっしゃるわけですね。そう考えると、恐らく働きたくないという方がいらっしゃるわけではないと思いますが、現在の職員の皆さんはそのまま受け入れていただける。またそのように要求として書いていこうと思っています。

【辻委員】 私はその職員の継続ということも、館長もおっしゃっているし、市長も前面に出しておっしゃっているわけですが、それを錦の御旗のように出されるというのは、確かにそれは正しいとは思いますが、私自身も司書として勤めてきていますから、おっしゃることは納得できるわけですが、これまでも逗子市立図書館は、私が勤務していた時も8人が同時期に退職となったこともありました。そういうことがあり、また新しい人が入ってきて、その人たちを育ててということで、重なり合っている部分で継続しているというところもあるわけですね。それで、現在勤務している人たちの雇用を守るという制度はありませんが、新しい人を育てるというところはどうなるのかということと、あと前にも言いましたけれども、鎌倉市でも町田市でも10年の区切りというのはあるけれども、一応それを暗黙の了解で、雇用の継続をしているようです。

【小川図書館長】 鎌倉市も町田市もそうですけれども、ベテランの市職員が残っていらっし

やいますよね。カウンター業務はアルバイトにさせているけれども、内部事務はベテラン司書が、経験20年、30年の人たちが中に残っていらっしゃる。だから、カウンター勤務の人たちは変わっても、それほどの影響は出ないわけです。

【辻委員】 カウンター勤務に従事する非常勤の人が10年を超えても継続して勤めているということをはっきり聞いております。

【小川図書館長】 それはそれぞれの自治体の人事体制ですからね。

【辻委員】 そういうことが隣の自治体でできているのに、なぜ逗子市ではできないのでしょうか。

【小川図書館長】 逆の現象が起きてくる可能性は否定できません。人を育てるというのは、特に私がここで力を入れているのは、指示されてから仕事をするのではなくて、自分から仕事を展開してくださいということで皆さんにお願いしているわけです。だから、医療情報コーナーの設置についても、館長や正職員から指示されたということよりも、自分たちでこういうことをしたいということが出てきているわけです。そういう人を育てることが図書館をよくしていくと思っています。それから、先ほどおっしゃっていましたが、逗子市もあれやこれやと非常勤職員が交代したというお話をされましたが、そのことは逆に言うと、一貫した図書館サービスをどこまで展開してきたかということになります。そのことに問題があったから、年齢を理由に断ったのに、図書館を何とかして欲しいということで、私は館長と呼ばれたのだと思っています。その一貫した図書館サービスの展開というものを、かつての図書館の職員はどこまで考えていたのでしょうか。辻委員が勤務していらしゃったとき、自分の仕事をどう指示で動いていたのか。カウンター業務だけではなかったのではないのでしょうか。つまり、それは一貫した図書館サービスのありようを、あるいは将来を見据えた図書館サービスのありようを、逗子市の図書館はどこまで考えていたのでしょうか。

【辻委員】 逗子市自体が図書館はどんなミッションがあるのだということを打ち出していく必要がありますよね。

【高鷲会長】 それは図書館側が出していかないとだめだと思いますよ。

【小川図書館長】 図書館側が出して行って、教育委員会が図書館はこういうものだとして理解してくださることがまず第一で、それから先は市長部局です。残念ですけども、教育委員会も図書館のことはほとんど関心がなかった。事務局もそうですし、委員会自体にもなかった。それは図書館側の努力が不足していたと私は思っています。図書館がそういう発信をしてこなか

ったから、例えば広報でもしばしば取り上げてもらっていますけれども、今は積極的に自ら働きかけをする職員がいるからです。逆に、市の各課から図書館に、こういう資料を置いてほしいとか、こういうことに取り組んでほしいという依頼もあるのも、図書館側からコンタクトをとっているからです。そういうことを含めて、もしかしたら職員の努力が不足していた可能性がある。それがない限りは、市に図書館はこうあるべきだということは出てこないと思います。

【高鷲会長】 すばらしい仕事を継続して、そのための職員の継続性が、必要だということだと思います。

【小川図書館長】 私が非常勤職員を大事にしたいというのは、現在勤務している人たちは、賃金も安いし、週3日であったり4日であったりするけれども、使命感を持って、だからこういうことをしたいということで働いてくれているわけです。そこを大事にすることが市民への評価に繋がるし、図書館への評価にも繋がると思っています。従いまして、10年だから退職してくださいというのは、できれば避けたいと思っていますが、これだけは図書館長、あるいは教育委員会の考え方で、雇用期間を15年にしようとか20年にしようとしても、できないわけです。だから、次善の策として、これもありかなと考えているわけです。

【高鷲会長】 現在の図書館のサービスを維持するためには、この方法しかなかったということですね。小川館長が以前おっしゃっていましたね。

【小川図書館長】 2年、3年経過した時点で評価が悪くなる可能性は否定しません。

【汐崎委員】 実際に現在勤務している職員にアンケートをとられたという話を伺いましたが、私たちもよくわからないところはあるんですが、皆さんはかなり不安を抱えていらっしゃると思います。一生懸命働いていて、さきほども小川館長がおっしゃったように、ミッション、自分がやらなければいけないこと、図書館に対する自分のビジョンみたいなものを持って取り組んでいらっしゃるとしても、仕事の取り組み方であるとか、将来的に運営体制が変わったときの職員の方たちは、これまでどうお考えになっているのかというところがもし分かれば知りたいのですが。

【小川図書館長】 そのまま継続して働きたいという人がほとんど全員です。

【汐崎委員】 それは例えば、今度雇い止めのその年限がくる方たちであっても、もし働き続けられるのであれば、そういう条件で自分は図書館で働きたいと意思表示をしているということでしょうか。

【小川図書館長】 不安があるとすれば、一応は市が直接雇用する形をとっていますが、指定

管理となった場合は、市の直接の雇用ではなくなることから、そのところがまだしっかり見えてきていないということはあると思います。ただ、少なくとも収入の面に関して、あるいは勤務条件に関しては、現在のままということで、とりあえず継続していけるということは承知していると思いますが、それから先は正直言えば、そうならなければわからない部分があると思います。だから、絶対安心かということではないと思います。特に、館長がどういう人がくるかとかですね、そちらのほうが大きいと思います。

【高鷲会長】 それが一番ですよ。図書館側から、いくらあれやこれやと明細を書いたものを出したところで、それを実際どのように運用してくれるのか。そのところはしっかりしておかないと、どうしようもありません。

【汐崎委員】 市長選挙は、いつですか。

【小川図書館長】 今年の12月です。

【汐崎委員】 指定管理への移行は、平成27年の予定ですよ。

【高鷲会長】 ちょうど議案提出の時期ですね。

【小川図書館長】 指定管理の指定が決まったことについて審査する市議会が本来は12月議会なのですが、市長選挙があるので、実際には11月に開かれます。

【汐崎委員】 そのあたりがすごく微妙ですね。現在の市長がいくら言っても、首長が交代する可能性があるのです。

【高鷲会長】 その可能性はあります。

【汐崎委員】 すごく微妙ですね。首長が交代すると、それはそれで大きく状況は変わりますよね。

【鈴木館長補佐】 先ほどの非常勤職員さんの意欲というところですが、現在図書館司書の資格を取得するために数人の方が勉強していらっしゃいます。これからも働き続けたいという意欲で頑張っているから、その意向は今後も大事に私たちが引き継いでいきたいと考えております。

【汐崎委員】 実際にその方たちは、通信などで行かれていますと思いますが、費用は自己負担しているのでしょうか。

【小川図書館長】 自分のお金と時間で勉強しています。

【汐崎委員】 鶴見大学や玉川大学でしょうか。

【小川図書館長】 そうです。4名から5名が現在勉強中です。

【高鷲会長】 1人あたり約25万円ぐらいかかりますよね。それを自己負担されているのですね。

【汐崎委員】 そのあたり、何か補てんしてあげたいという気がしますよね。

【小川図書館長】 それは一切出ませんからね。

【汐崎委員】 東京23区などは、公費で司書講習に行かせて、その次の年にはすぐに他の部署へ異動させたりしていました。

【高鷲会長】 あれはおかしなことですよね。

【汐崎委員】 大田区もそうだったわけですが、なぜ司書講習に行かせた人を次にほかの部署に行かせるのでしょうか。

【辻委員】 指定管理導入までのスケジュールということで、お尋ねしたいのは、株式会社パブリックサービスに非公募でということ、第8条の特命ということになっているようですが、選定委員会をつくって、そこでもう一回ふるいにかけるというか、審議をしっかりとってという形をとるわけですね。

【高鷲会長】 つまり株式会社パブリックサービスが、きちんと要求したことを満たしているかどうかを、審査しなければいけません。まずそれに取り組むわけですね。

【小川図書館長】 はい。募集要項の中に、こういう条件、こういう問題がありますよと。どう考えますかということも含めて出します。あるいは、先ほどのお話のように、職員を基本的には全員雇ってくださいということに対して、どうこたえるのか、報酬体制をどうするのか、それから職員の位置づけをどうするかということも、決めるのは株式会社パブリックサービスですけども、そのことに対して要求しています。それを審査することが一つと、それから募集要項とは別に、課題として例えば図書館の計画についてどう考えていくのか、図書館サービスについてどう考えていくのかということについても、個別課題として出して、それを審査していただこうと考えております。

【高鷲会長】 どういうミッションを考えているのか、それにこたえなければいけないですね。

【小川図書館長】 そこまで含めて聞き取ろうと考えております。

【汐崎委員】 募集要項で、説明会を開催するということは、他の業者も手をあげる可能性があるということですか。

【小川図書館長】 一応募集要項の中身について、特に強調することについては相手に対して

説明して、募集要項だけ渡して、はい、これでというのは、なきにしもあらずですけども、少なくともこのことに関して言えば、募集要項でこういうことを要求しています。こういうことを書いていますが、これについてはこうですという説明をいたします。

【高鷲会長】 株式会社パブリックサービス1社に対して、募集要項を渡すということでしょうね。

【小川図書館長】 そうです。

【汐崎委員】 これは、いわゆる一本釣りですね。

【小川図書館長】 はいそうです。

【汐崎委員】 公開ということではなくて、株式会社パブリックサービスに対して説明するのですね。

【高鷲会長】 説明会は公開の予定でしょうか。

【小川図書館長】 説明会は公開ではなく、審査については公開で、Q&Aで審査員とともに行う予定です。プレゼンテーションです。

【汐崎委員】 選定委員会というか、審査委員会という感じなのでしょうか。

【小川図書館長】 審査委員会でもありますね。公募を審査するわけです。

【汐崎委員】 でも、公募は一本釣りですね。

【高鷲会長】 したがって、結果的に選定委員会で不採択となったら、この話はなかったことになりますね。

【汐崎委員】 選定委員会のお眼鏡にかなわなかったらどうなるのでしょうか。

【辻委員】 再提案及び再審査を行うということでしょうか。

【高鷲会長】 これはあくまでそのレベルに達しなければいけないものですね。

【小川図書館長】 項目によっては簡単にクリアできるけれども、及第点に達しなかったということもあるわけですから、そういうことが体育館の指定管理者制度の導入の際に問題になったと聞いていますが、やはりそういう機関を置いておく必要があるだろうという判断をしています。

【汐崎委員】 例えば文化プラザホールが他の業者に決まったというような場合のスケジュールとは違うわけですね。

【小川図書館長】 それは全然違います。

【鈴木館長補佐】 この選定委員会というのは、教育委員会が指定管理者の選定の諮問をかけ

て、選定委員会の中で答申という形で、候補者として妥当かどうかを報告いただく形になりますので、このようなスケジュールで進めていきたいと考えております。

【辻委員】 それで選定委員会の委員については、1から5まで書いてありますよね。ここで市民がかかわれるとしたら、4番ぐらいでしょうか。

【鈴木館長補佐】 そうですね。

【辻委員】 利用者または社会教育関係団体に属する者。その他教育委員会が必要があると認める者というのはどういう方が対象となるのでしょうか。

【高鷲会長】 そこは非公募の場合は入れないと書いてあります。

【辻委員】 でも、5は入らないのですね。

【汐崎委員】 指定管理のスパンというのは、特に設けていないのでしょうか。

【辻委員】 3年とか5年と決まっているのでしょうか。

【小川図書館長】 一応今の予定では3年です。

【汐崎委員】 それはこの条例案にはないのでしょうか。

【鈴木館長補佐】 このことは募集要項の中に載る形になります。

【汐崎委員】 指定の契約期間は、3年でその間は、モニタリングを継続していくのですね。

【小川図書館長】 毎年モニタリングを実施していくわけですね。現在の予定で言えば、指定管理者の評価は、この図書館協議会を中心とした評価にしていきたいと考えています。結果として、3年経過したときに、最終的な評価をして、その評価点が次に続くときに、上乘せの点数として、仮に競争になったとしても、最初からポイントを稼いだ形での評価になると考えていただけたらいいと思います。競争にはならないだろうと思っています。

【汐崎委員】 指定管理者にするにしても、いわゆる丸投げにするのではなく、教育委員会内に図書館に関する担当職員なり担当部署を置くということですね。

【小川図書館長】 それは考えていますし、個人的な考えで言えば、一般的には社会教育課が担当課となりますが、私は教育総務課のほうがむしろ評価を直接できるし、教育総務課は教育委員とのつながりの深いセクションでもありますので、できればそうしたいと考えています。

【高鷲会長】 学校教育との連携も大切になりますね。

【汐崎委員】 市の施策や方針等が反映しやすく、経営にも関与できることが、その理由としてあるわけですね。

【小川図書館長】 図書館協議会自体を教育委員会が直接運用しようかと考えています。

【汐崎委員】 私たち協議会委員が、どこまで責務を負うことになるのでしょうか。

【辻委員】 私たち委員は任期があります。まことに残念ながら、指定管理者制度が導入されたときのことで言うと、直営の時代に、どれくらい利用者サービスの満足度があったかということを検証しておかないと、比較ができないですよ。指定管理になったときの利用満足度のアンケートをとられる予定はないのでしょうか。

【小川図書館長】 そのための予算がありませんから、具体的には予定はしていません。1日だけでは不十分で、ウィークデーと土曜日・日曜日を入れて、3日ぐらいサンプルをとらないといけませんからね。

【高鷲会長】 利用時間帯として、午前と午後という比較も必要ですよ。

【小川図書館長】 サンプルをとるだけではなく、アンケートを集約して分析するということになると、子どもの読書活動推進計画策定するときにも50万円近くの経費がかかりました。現時点では考えておりません。

【高鷲会長】 逗子市では、市の行政サービス全体に対しての市民の意見を反映させるような調査は、行っていますか。

【小川図書館長】 あまり聞いていないですね。

【高鷲会長】 東京都の東村山市では、昨年、そういう自治体の行政サービスのチェックを行い、その中に図書館も入っていて、さまざまな意見や要望があったそうです。そうすると、ある程度把握できます。

【若林委員】 逆に今、図書館に寄せられている苦情や注文は、おそらくデータをおとりになっていると思いますが、その差異が結構役に立つかもしれませんよね。どうでしょうか。

【小川図書館長】 はっきり申し上げれば、利用者自身の意に沿わないことの苦情がほとんどですね。自分はこう使っているけれど、これは使いにくいからと。ほかの皆さんはそれで納得される。さきほどの駐輪場の件もそうです。以前はここに置けたのに、置けなくなったのはけしからんという苦情に繋がります。

【若林委員】 中には図書館運営的に、これは参考になるなという意見も届くこともあるのでしょうか。

【小川図書館長】 そのほとんどは、言うことを聞いてくれないなら市に言うぞという感じの提案が多いですね。

【若林委員】 クレーマーのような感じですかね。

【汐崎委員】 例えば辻委員が関わっておられた「図書館を考える会」での図書館に対する要望等はどのようなのでしょうか。

【小川図書館長】 さきほど出た話で言えば、おはなし会を午前に実施したのを再び午後に戻せというのがありますよね。

【若林委員】 あと、学校への対応はいかがですか。

【小川図書館長】 学校に対しては、図書館の児童サービス担当から意見や要望を聞いていて、学校司書の集まりもあって、そこには私も出席しています。

【高館委員】 研修もしていただいています。

【小川図書館長】 学校との連携は図らなければなりません。

【汐崎委員】 逗子市は結構フットワーク的にはすごく取り組みやすいですね。図書館サービスとしては、あまり大きくないし、学校もそれほど多くはないので、その意味では満遍なくサービスができる体制が必要になりますね。

【小川図書館長】 私が市川市に勤務していた時に、慶応大学と図書館情報大学の学生が、それぞれ年を違えてアンケートを入り口でとったのを資料として卒業論文にしてくれたので、そういうことがあると助かります。

【汐崎委員】 慶応大学の学生などに逗子市立図書館の指定管理者に関するアンケート調査とかをさせられるといいですけどもね。

【高鷲会長】 ともあれ、次回の図書館協議会の開催は、いつごろになるのでしょうか。

【小川図書館長】 現在の予定では、5月ですね。

【高鷲会長】 5月ですと、選定委員会の設置の時期と重なりますよね。

【小川図書館長】 選定委員会は、要求水準や募集要項を決定する委員会となります。そこで決定が出て初めて表に出せるものですから、その後のほうがいいのではないのでしょうか。選定委員会絡みで言うと、教育委員会に対しても、その前に諮るというわけにはいきません。

【高鷲会長】 とにかく今月の市議会での動向次第ということですね。

【小川図書館長】 来週ですね。結論的に言えば今月末となります。

【辻委員】 あと、この民間委託等ロードマップによると、平成25年度のスケジュールの中で、仕様書の作成というのが一番に出ています。以前のお話だと20ページぐらいのボリュームで、あと添付資料もつけると、さらに多くなるというお話でしたね。

【小川図書館長】 仕様書自体は、募集につながるものですから、市議会での承認が終わる前

には、表には出せないということが一つ。それから、仕様書に基づいて審査をするものですから、選定委員会がそれでいいかどうかという判断をしたのが最終になるということになります。それが終了した時点で、教育委員会にもこういうことで取り組みます、あるいは図書館協議会にもこういうことで取り組みますということで御提示するという形になります。そうでないと、中身が全部ひとり歩きしてしまい、今回の場合1社だからいいようなものの、それが2社であれば、ひとり歩きすれば全然違ってきます。

【高鷲会長】 新幹線の談合のようになりますね。

【鈴木館長補佐】 まだ表には出せないので、前回の図書館協議会のときに方向性ということで館長から説明したものです。

【小川図書館長】 作文したのは、その仕様書にかわる方向性のようなものとして、こういうものでつくっていきたいということ。これを教育委員の皆さんにもそのような形でお話はしています。

【高鷲会長】 どうでしょうか。この件は一旦終了しまして、また後で何かありましたら追加してください。

議題4の公民館図書室の動向について、事務局から説明をお願いいたします。

【利根川専任主査】 議題4の、公民館図書室の今後の動向につき報告させていただきます。平成27年の4月から現在、市内に2つあります公民館を仮の名称ですけれども、コミュニティセンターへの移行を予定している件ですが、それに伴って、現在ある図書室はどうするのかということで、準備を進めていく中で、具体にはこの15日に、市民協働課と社会教育課、それと私ども図書館の3課をもって市民の皆さんへの説明会を開催いたします。次に、4月になりましたら、パブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆さんからの御意見を求めながら、平成27年4月からコミュニティセンターへの移行に備えたいというところです。現在は公民館図書室という名称で運営をしておりますが、コミュニティセンターとなった際には、市立図書館分室という名称にして、サービスを継続していく予定にしております。現在それぞれの公民館が2万冊弱の蔵書を持っておりますが、コミュニティセンターへ移行した後は、少し図書室のスペースは縮小せざるを得なくなる見込みです。市民交流のためのスペースの確保という方向性が出ていますので、その分、現在図書室で使用している部分は、少し削除しなければならないこととなります。それから、貸出のカウンターや検索機なども、そのはみ出した部分に置いておりますので、それも縮小された部分におさめるということで、それに伴って書架も縮小

せざるを得なくなります。蔵書冊数とすると現在の3分の2ぐらいにせざるを得なくなるだろうと想定しております。具体的にはどういう本を除いていくかということになりますが、それについてはこれから考えていかなければなりません、いずれにしてもコンパクトにまとめた体制にしていこうということで計画を立てているところです。

もう一つ大事なことは、職員はどうするかという点ですが、現在は公民館図書室ですので、日々の貸出、返却、配架といった業務については、公民館の図書室担当の職員にお願いしている状況ですが、分室となった場合には図書館から職員を派遣する形で、ローテーションを組んで配置していくという形になろうかと思えます。公民館図書室の動向については以上でございます。

【高鷺会長】 はい、ありがとうございました。前回もお話がありましたけれども、現在行っているサービスについては、そのまま継続するということでしたね。あとは蔵書が減ることと、職員が分室に派遣されること、そうすると自転車で行くのは大変ですよ。

【若林委員】 気の毒ですよ。天気の影響もありますから。

【小川図書館長】 この4月からということではなく、もう1年ありますので、どういう配置の仕方がいいのかというのを、もう少し時間をかけて検討したいと思います。

【若林委員】 市の職員の方が、市内を回っているときに、乗せてもらったりできないのでしょうか。

【小川図書館長】 毎日のことになりますから、それも難しいと思います。

【若林委員】 だれかしら市の職員の方が車で動いていますよね。

【小川図書館長】 公民館がコミュニティセンターに移行した後は委託になります。市の職員の配置はなくなります。図書館も独立して、個人情報管理しないといけないということが大きな条件です。

【汐崎委員】 指定管理者制度になるとすると、こちらのほうも、同時並行で走っているものを吸収しつつ考えていかなければいけないわけですね。

【小川図書館長】 そのことで、どのくらい頭を悩ませたかわかりません。コミュニティーセンター化に向けた条例の改正は今年の9月になります。公民館がコミュニティセンター化するための、公民館の廃止条例、そしてコミュニティセンター設置の条例、図書館条例の一部改正があります。

【汐崎委員】 ただ、それが翌年の春には移行してしまうので、そうなったときの事業の展開

がどうなるかという課題がありますね。

【小川図書館長】　そういうことです。もう一つ言えば、公民館が100%確実にコミュニティセンター化できるかということも、市議会での判断になってくるわけです。地域住民の意向が強い働きを持ちます。

【高鷲会長】　その決定が出たら、9月の補正予算で対応することになりますね。

【汐崎委員】　もしコミュニティセンターの中の図書館機能を独立させるというものが通らなければ、どうなるのでしょうか。

【小川図書館長】　その場合は、公民館のままです。

【汐崎委員】　でも、それは公民館自体が委託になるので、委託された業者の裁量によって運営されるのでしょうか。

【小川図書館長】　公民館自体が委託になるかどうかはわかりません。コミュニティセンターになれば、委託ということがその先にありますが、公民館の場合にはなくなるということだけであって、それから先のことは考えていません。

【汐崎委員】　さまざまなものが動いている中で、それを束ねていかなければいけないのですね。

【高鷲会長】　市全体で業務の見直しを行っているのですからね。

【小川図書館長】　池子も久木も新宿もそうですが、そういう地域もコミュニティセンター的なものができる可能性がある。図書室ができる、できないは別にして、市全体として動かそうとしていますから、その動きの1つが公民館のコミュニティセンター化ということですから、全体としてどこまで動くかというのは、まだ少し流動的ではあります。ただ、計画としては9月の市議会ですそれを進めようということなんです。

【高館委員】　どのくらい図書室のスペースが少なくなっていくかわからないわけですね。

【小川図書館長】　先ほどお話ししましたように、コミュニティセンター化した場合、市民交流センターのロビーのような、フリーの談話のためのスペースをとりたいということと、それからもう一つは、現在図書室の貸出作業は、公民館の事務室の一角で行ってありますが、分室のスペースの中にカウンターを置かなければいけない。そうしませんと個人情報保護の問題もあるので、別個独立しておくという形になる。面積的に言えば、120平米から70平米ぐらいに縮小されます。蔵書の数も1万冊前後となる見込みです。

【高館委員】　例えば小坪公民館や沼間公民館は図書館から遠いですよね。ですから、公民館

を利用している高齢者の方も、子どもたちも結構多いと思いますので、そのあたりで今までと同じ状況でただ本の数が減るだけだと、ますます利用者離れしていってしまう危惧もあるので、貸し出しの工夫などの対応は考えているのでしょうか。

【小川図書館長】 これまでは数で頑張っていた部分もありますから、実際に必要なものを置いていたのかどうかという問題もあるので、少なくとも今度は毎日蔵書の手入れができますので、1万冊でも維持していけるかなと見込んでいます。

【汐崎委員】 ここでもやはり人の問題ですね。

【小川図書館長】 これまでは公民館の職員にお手伝いいただいていた形でした。

【汐崎委員】 ですから、少ない資料でより効率的に、きちんと地域の利用者の方に届けられるような人が、求められるということでしょうね。

【小川図書館長】 同じ公民館でも、小坪はまだ子どもたちがある程度いる地域ですが、沼間が高台の団地に登る道路のわきにあるので、日常的には子どもたちが使う施設にはなっておりません。そんなこともありますので、そこらをもう少し考えながらと思っています。

【汐崎委員】 職員の配置も含めて、全てをきちんと図書館がネットワーク化して、市立図書館として運営すれば、住んでいる場所によって差がなくなるし、特に子どもたちにとっては、とても図書館が身近なものに感じられるのではないのでしょうか。

【高鷲会長】 1万冊の蔵書があっても、貸出しているのが数千冊だから、それをまたきちんと補充して、いつも1万冊あるようにすれば、いいわけです。

【汐崎委員】 回転率ということですね。

【高鷲会長】 回転率が大切ですね。

【小川図書館長】 例えばベストセラーになるようなものは、小坪用や沼間用として購入しても、予約による貸し出しが続くことから、市立図書館もそうですけれど、1年ぐらいはほとんど開架の棚には並びません。書架スペースを削ってカウンターなどを置くことにはなりますが、現在所蔵している蔵書すべてを棚に並べることはできませんが、それは小坪も沼間も同じです。ですから、1万冊に数は減るけれども、それ以外できちんと魅力ある資料をどのように揃えるかということを考える必要があると思います。

【高鷲会長】 それも職員の最も大切な仕事ですね。

【小川図書館長】 そうです。一応全員がこのローテーションでかかわるようにするという形にします。現在はお願している立場ですから。職員の配置については変わってくると思いま

す。

【高鷲会長】 公民館については、よろしいですか。では、本日の全議題に対して、委員の皆さんから何か御意見ありましたら、どうぞお願いいたします。

【高館委員】 聞き落としていることがあるかもしれませんが、幼稚園や保育園との関係というのは、現時点ではどのようになっていますか。

【小川図書館長】 子どもの本のリストをつくったり、あるいは催し物によっては幼稚園・保育園にチラシをお届けする。それは幼稚園・保育園の担当課から回していただくというようなことに取り組んでおり、一番近い所ですと逗子幼稚園の子どもたちが見学に来ます。

【高館委員】 子どもたちの読書離れが見え隠れしていますが、久木小学校の学力・学習状況調査の児童質問紙があるので、見直してみたところ、図書館に行く割合とか、それから本を読んだりするということは、比較的久木小学校は全国平均より高かったわけですが、全く読まないという子が、また図書館へ行かないという子が20%も少ないというデータが出ています。ただ、以前勤務していた学校の様子を見ても、就学前にどの程度親子で本に親しんでいるか。自分の子どももそうですが、小さいときに本に親しんでいると、一時的にゲームなどほかのことに夢中になる時期はあるにしても、また本に戻ってくるというところがあるのではないかということがあり、そうするとお母さんたちの本離れがあるので、就学前にそのあたりの母親へのアプローチのようなものが何かあるといいなと思います。

【小川図書館長】 ブックスタートが、4か月児検診時にあります。毎月ほぼ40人前後の方に参加していただいています。その後の継続はセカンドスタートというのこともあります。それはそれでまた費用のかかる話で、そこはまだ取り組んでおりません。図書館で実施しているおはなし会は、幼い子、ベビーカーでこられる程度のお母さんたちは、午前中かなり集まってください。こういうことに関しては、拠点づくりを考える必要があるのかもしれないと思います。

【高鷲会長】 そうですね。幼稚園や保育園との連携というのは、課題ですね。

【小川図書館長】 難しいですけれども、幼稚園・保育園の先生方は、そちらのプロなのです。ですから、本を扱うということに対しても、自分たちの責任で取り組みたい。お忙しい先生方が自分たちの責任で取り組むとなると、図書館とのかかわりをなかなか持てない。そんなこともあり、団体貸出といっても、その忙しいときにできるのかみたいな気持ちもややあるように見受けられます。

【高館委員】 園によっても違うと思いますが、学校もそうですけれども、現在若い人がどんどん入ってきていて、園の保育士さんたちは、入れかわりが、小学校に比べてある程度あるので、若い先生が多いところは、そういうアプローチは何かあるといいのかもしれませんが。

【小川図書館長】 園の方針との整合性が求められますね。

【高館委員】 私立は、厳しいところがあります。

【小川図書館長】 けさも話していましたが、逗子小学校は昨年度は三十何回図書館を使っての授業を実施して下さっていたのに、今年は1回もありません。

【汐崎委員】 やはり先生の資質ですか。

【高館委員】 先生ですね、担任の先生の資質です。

【小川図書館長】 担任の先生なのか、学校としての方針なのか。ぜひまた使っていただくようお願いしようと思っています。

【汐崎委員】 やはり子どもがいる場所としての学校や保育園や幼稚園と図書館との連携というのは、すごく大事ですね。

【高館委員】 まして図書館の隣ですものね。

【汐崎委員】 何かもったいないですね。

【高館委員】 久木小学校が図書館の隣ならば行きますけどね。

【小川図書館長】 全く無視しているわけではなくて、少々のお願いをしましたけれども、これからあるかもしれません。

【汐崎委員】 学習指導要領はしばしば更新があり、現在のものではさまざまな教科に「読書」が入ってきています。

【高鷲会長】 図書館も入ってきていますね。

【小川図書館長】 要領が変わったから忙しくなったというのもありますね。

【汐崎委員】 辻委員は、学校に行かれていますか。

【辻委員】 はい、行っております。久木小学校にも行きます。

【高館委員】 実施の回数が少なくなっています。

【汐崎委員】 朝の時間に読み聞かせとかをなさっているのでしょうか。

【辻委員】 久木小学校の場合は、授業に入らせていただいて、それも45分から30分に減ったりとか、池子小学校はもともと図書の時間とかで45分をいただいていたのが、それも縮小されて、朝の20分で行っています。

【汐崎委員】 それは、低学年から高学年まででしょうか。

【辻委員】 かつては全学年に行けて、本当によかったのです。

【高鷺会長】 拘束時間が長いようですね、今の子どもたちは。

【高館委員】 私も池子小学校に勤務していた時に、長いこと辻委員にはご尽力いただきました。高学年も、毎月ありましたよね。それで、年度が終わったときに、4月からの読み聞かせをしてくださった本のリストを全部つくって見せてくださったりとか、あと、卒業間近の子どもたちにはこういう内容がいろいろということで、宮沢賢治の話を取り上げてくださったりとか。その中で学校の要望も少し受けてくださって、すごくありがたかったです。なかなか、学校も厳しくなっています。

【汐崎委員】 それをまた継続することによって、子どもの聞き方も、学校側の受けとめ方も変わってくるのではないのでしょうか。

【辻委員】 そうですね。私たちも、朝の20分でと言われたときに、それに対応できるメンバーが、例えば横浜から来てくれていた人は、実際には来れなくなるので、そこを何とかというお話もしましたが、ここで断ってしまったら、もう次はないでしょうから、なくなったものを復活させるのはなかなか大変なので、細くても継続してということで、行けるメンバーで行っていますが、難しいですね。

【高鷺会長】 ありがとうございます。本日はこれで終了します。